

南方軍軍政総監部の組織と任務

—『執務規程』と『軍政令』を中心に—

太 田 弘 毅*

The Organization and Functions of the Military Administration of the Expeditionary Forces in Southeast Asia

—Focussing on 'Official Function' and 'Military Ordinances'—

Kohki OHTA

序

本稿において、南方軍総司令部（昭南すなわちシンガポールにあった）に設置された南方軍軍政総監部の組織と任務を考察する。史料は主に『南方軍軍政総監部執務規程』各種と、同総監部が定めた『軍政令』などを使用する。

『南方軍軍政総監部執務規程』は、各種の改正を加え、固定されたものではないが、南方軍軍政総監部（以下、軍政総監部と略称する）の組織と任務を知る上で重要史料となりうるものである。また、『軍政令』は、それまでの各種軍政関係の命令などを、発令者別に秩序整理づけたものである。『軍政令』により、陸軍南方軍政の縦の系統の中にあって、軍政総監部がどのような位置にあるかがわかるのである。軍政総監部の位置を巨視的に知ることは、同総監部の任務を、隷下の各軍軍政監部との比較において知ることにはほかならない。

軍政総監部の組織や任務については、同総監部が南方軍政¹⁾を統轄すべき枢要なる軍政機関でありながら、実態が明らかにされていないのである。（各軍軍政監部の研究は、各地の軍政研究と相まって行なわれているが。）

まず、南方軍とその隷下の各軍をも含むところの現地軍の軍政機関の概要を調べてみよう。『南方作戦に伴ふ占領地行政の概要』には、

「開戦直後」の「南方軍総司令部」として、軍政機関を特設せず総参謀副長1名軍政を担当すると共に参謀部第3課に軍政班を設け全般の統制指導に任じたり。²⁾

* 桐蔭学園高等学校

1) 昭和16年11月26日決定『占領地軍政実施ニ関スル陸海軍中央協定』では、陸軍の主担任区域として、「香港・フィリピン・英領マレー・スマトラ・ジャワ・英領ボルネオ・ビルマ」があげられている。

2) 第1復員局 1946. 『南方作戦に伴ふ占領地行政の概要』東京：第1復員局，第2章第1の2A.

とある。また、隷下の各軍司令部はその編成内に軍政部を置いてこれに当たったのである。³⁾ 南方諸地域の占領が進捗一段落することによって、軍政が重みを増していったのである。かくて、南方軍は占領地域を安定確保すべき任務を持った。⁴⁾ それを機に、軍政機構や組織の改変が行なわれている。昭和17年7月25日『南方軍勤務令』が改正され、南方軍総司令部内においては、軍政班に代わって軍政総監部が新設されたのである。⁵⁾

軍政総監部が新設される前の南方軍における軍政要員はどのくらいを数えたのであろうか。陸軍司政長官、司政官、通訳官、属および通訳生の人数を定める『陸軍特設部隊等臨時職員設置制』(昭和17年3月6日付公布勅令第133号)⁶⁾ に依拠した『陸軍司政長官、司政官、通訳官、属及通訳生定員表』(陸軍省作成文書)⁷⁾ によると、「総軍」一南方軍一関係は次の通りである。

| 部隊別 | 官等別 業務別 | 司政長官 | | 司政官 | | 通訳官 | 属 | 通訳生 |
|-----|-------------|------|----|-----|---------|-----|---------|-----|
| | | 親任待遇 | 勅任 | 勅任 | 奏任 | | | |
| 総軍 | 占領地 行政業務 | 1 | 4 | | 6 25 | 2 | 5 50 | |

この表の中で「司政官奏任」と「属」の欄が二段になっているのは、後掲史料『備考。高等官ノ担当事務分掌概ネ左ノ通り。』によって、その理由がわかるであろう。また、技師や技手は、『陸軍技師(陸軍技手)定員表』(陸軍省作成文書)⁸⁾ によれば、

| 業務別 部隊別 | 鉄道 | 船舶 | 通信 | 電気 | 工業 | 採鉱 | 石油 | 農林 | 其ノ他 | 計 |
|------------|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|---|
| | 総軍 | 1 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | |

とある。(この中で、どれだけ軍政総監部の要員となったかは判然としない。)

その他、高等官の担当事務分掌については、次の史料がある。

『備考。高等官ノ担当事務分掌概ネ左ノ通り。』(17.2.10 宮内参事官記, 竹下少佐ノ説明ニ拠ル)

3) 第1復員局『同上書』

4) 南方軍は、昭和17年8月7日昭南に隷下各軍の軍政監を集めて南方軍政の基本を指示した。この『軍政総監指示』の中に、南方軍軍政総監部の任務が明示凝縮されている。

5) 防衛庁防衛研修所戦史室 1976.『南西方面陸軍作戦—マレー・蘭印の防衛—』戦史叢書 92, 東京:朝雲新聞社, p. 39 には、「南方攻略作戦の一段落に伴い、この機に軍政機構の改変が行われた。」とある。

6) 『陸軍特設部隊等臨時職員設置制』が定められた「理由」は、「大東亜戦争ニ際シ、占領地ニ於ケル軍政施行ノ為必要アルニ依ル」であった。(太田弘毅 1975.「陸軍占領地行政に従事せし、文官の人数と配置」『日本歴史』第328号, p. 52.)

7) 同上論文中の p. 53 から引用。

8) 同上論文中の p. 53 から引用。

(内閣作成文書)⁹⁾によれば、

(1) 総軍

(1) 司政長官 1 親任待遇 最高顧問

(2) 同 上 4 勅任 顧問 別ニ専門ヲ分タズ、現地ノ事情ニ精通スル者ヲ以テ之ニ充ツ。

(3) 司政官 6 奏任 (1) 及 (2) 所掲ノ顧問に配スル参謀副官格ノ者トシ、内ニハ親任待遇ノ最高顧問ニ、四ハ勅任ノ顧問ニ各一ヲ附属ス。

(4) 司政官 25 奏任 各軍ニ於ケル軍政ノ統監ニ関スル幕僚格トス

| | | | | |
|-----|---|-----|---|---------------------|
| 内 訳 | { | 行政 | 2 | |
| | | 司法 | 1 | |
| | | 国際法 | 1 | |
| | | 産業 | 8 | (鉱, 工, 商, 農, 林, 石油) |
| | | 財務 | 5 | (財政, 金融, 税関) |
| | | 交通 | 6 | (鉄道, 船舶, 通信) |
| | | 其ノ他 | 2 | (適當ニ事務ヲ分配スル筈) |

(5) 通訳官 仏語 2

であった。中央部すなわち陸軍省の構想による人員表であった。この時点で完全に充足されたとはいえないが、一つの目途とはなりうる。この中で「司政官 25 奏任 各軍ニ於ケル軍政ノ統監ニ関スル幕僚格トス」とあるが、後の軍政總監部の母体となる初期の構想であろう。「仏語」の通訳官とあるのは、この時点で、南方軍総司令部が仏印のサイゴンにあったためであろう。

軍政總監部は、南方軍総司令官が南方軍政を統監するために、その事務管掌機関として南方軍総司令部に設置したものであった。南方軍総参謀長が軍政總監を兼任し、軍政總監部の要部である総務部長には、総参謀副長を充てている。部員中若干の者が総軍参謀との兼任であったが、その他は文官がその職に就いた。南方軍の隷下の各軍においては、各軍司令部内に、軍政部に代わって軍政監部が設置されたのである。¹⁰⁾

以上のごとく、南方軍総司令部内に設置された軍政總監部は、南方軍政の中核的立場に位置していたのである。軍政總監部の組織や任務を考えることは、広範囲に展開された陸軍による南方軍政を普遍的「統轄」的に理解するのに役立つと思われる。

根本史料は、主に旧陸軍省軍務課および内閣に集められた文書を使用した。

9) 同上論文中の pp. 52-53 から引用。

10) 各軍の軍政監部は、南方軍の軍政總監部の下部機関であった。各地区の軍政責任者である各軍司令官の事務管掌機関として、軍司令部内に設置され、軍参謀長が軍政監を兼任した。軍政監部総務部長および部員の若干名は、軍参謀が兼任、その他は文官がその職に任じた。組織と編成は、現地各軍に任されていた。

I 南方軍軍政総監部の新設

昭和17年7月25日『南方軍勤務令』が改正され、南方軍総司令部内に南方軍軍政総監部が新設されたが、『南方軍軍政総監部執務規程』も作成された。南方軍軍政総監部が、組織と任務の裏づけとするためにこれを定めたのである。(この時期に出された『執務規程』は、筆者未見なるがゆえに、内容については推測の域を出ない。昭和17年7月25日に制定、即日公布されたと思われる。しかし、定められたことは事実である。)この未見の『執務規程』には、総務部、経済部、交通部、厚生部、調査部、敵産管理部、の六部¹¹⁾があった。次の『秘電報』がそれを証している。

秘電報 昭和17, 8, 19
次官, 次長宛 818 1950発
2330着

南方軍軍政総監

南政電第179号

軍政総監部執務規定ヲ定メ総務部ノ外

経済部(産業, 財政, 金融関係)

交通部(陸運, 海運, 航空通信関係)

厚生部(民族対策, 進出邦人教育, 宗教等ノ関係)

調査部(諸調査, 学術関係)

敵産管理部(敵産ニ関スル事項)

ニ区分セリ, 執務規定及充当要員区分空送致スベキニ付充員ニ関シ至急配慮煩度

尚人選等細部ニ関シテハ軍政課高橋中佐ニ連絡ニ付申添フ(終)¹²⁾

とあるのがそれである。隷下各軍においても、ほぼ同時期に各軍政監部の『事務分掌規程』や『服務規程』が作成されている。¹³⁾

南方軍政要員の充足のために、陸軍司政長官・陸軍司政官・陸軍技師・陸軍通訳官・陸軍屬・陸軍通訳生・陸軍技手の人数を定めた『陸軍特設部隊等臨時職員設置制』(昭和17年3月6日付公布勅令第133号)が出されていることはすでに述べたところである。しかし、昭和17年8月20日に至って、『陸軍特設部隊等臨時職員設置制中改正ノ件』(勅令636号)として、早

11) 早稲田大学大隈記念社会科学研究所編 1959.『インドネシアにおける日本軍政』東京：紀伊国屋書店のp.118において「軍政総監部の編成は、総務部、産業部、財務部、内務部、交通部、敵産管理部、警務部、司法部、軍政会計監督部等から成る」とあるが、「内務部」、「警務部」、「司法部」は存在しなかった。『執務規程』各種にも見られない。これは、南方軍軍政総監部員であった岩武照彦氏の御示教によって確かめた。

12) 南方軍軍政総監 昭和17年8月18日発『秘電報』次官次長宛 南政電第179号。

13) 『比島軍政監部事務分掌規程』とか『林集団軍政監部服務規程』とかがそれである。

太田：南方軍軍政総監部の組織と任務

くも「改正」されている。これは占領地拡大に伴う南方要員の増員を意味した。¹⁴⁾「理由」として、「南方占領地ノ拡大ト其ノ軍政強化ノ必要トニ伴ヒ一」とあり、南方軍政総監部その他各軍の軍政監部の新設とほぼ時を同じくしている。この『陸軍特設部隊等臨時職員設置制中改正ノ件』に付随して作成された陸軍省軍事課作成文書には、「南方総軍」すなわち南方軍として「総務部長」・「財政部長」・「交通部長」・「産業部長」・「通信部長」・「会計監督部長」・「印度工作部長」・「敵産管理部長」・「企画部長」の名称が見える。（『陸軍特設部隊等臨時職員設置制中改正ノ件参考』¹⁵⁾ このことは、増員後の南方軍内軍政機関の構想が、陸軍省に存在したことを意味する。構想であったので、『南方軍軍政総監部執務規程』（軍政総監部新設時のものや、昭和18年2月1日制定のもの）に依拠して置かれた実際の部とは相当の懸隔があった。「財政部」・「通信部」・「印度工作部」および「企画部」は、部としては軍政総監部内には置かれなかった。

中央部の陸軍省において作成し、『陸軍特設部隊等臨時職員設置制中改正ノ件』に依拠した南方軍軍政総監部関係の定員表は次の通りである。（『特設部隊臨時職員定員表』¹⁶⁾

| 軍政総監部 | 司政官 | 理事官 | 技師 | 通訳官 | 属 | 技手 | 通訳生 |
|-------|---------------------------|-----|-----------|-----|-----|----|-----|
| | 75 (12) | 8 | 18 (1) | 3 | 109 | 31 | 27 |
| 備考 | 本表中（ ）ヲ附セルモノハ司政長官ニシテ内数ヲ示ス | | | | | | |

しかし、このような定員が定められたとはいえ、完全に充足されたわけではなかった。『軍政総監指示』（昭和17年8月7日）において、「軍政要員ノ銓衡及身分取扱ニ就テ」と題し次のように言う。

各軍軍政機構並軍政実施要領モ略明瞭トナリタルモ以テ定員増加セラレー応左ノ通りト定メ中央ニ於テハ可及的本年内ニ其ノ大部ヲ銓衡派遣スルコトヲ目途トシテ鋭意努力セラレツツアリ¹⁷⁾

とその間の事情を表明している。そして、次のような表を掲げている。「総軍」と書いてあるが、軍政総監部の要員と考えられる。なぜなら、合計人数が前表（『特設部隊臨時職員定員表』の軍政総監部の部分）とほぼ同じであるからである。¹⁸⁾

| 区分 | 高等文官 | 判任文官 | 計 |
|----|------|------|-----|
| 総軍 | 106 | 166 | 272 |

14) 太田弘毅 1975. 「陸軍占領地行政に従事せし、文官の人数と配置」『日本歴史』第328号, pp. 55-64.

15) 同上論文中の pp. 58-60 を参照のこと。

16) 同上論文中の pp. 59-60 から引用。

17) 軍政総監 昭和17年8月7日『軍政総監指示』軍政総監部 [極秘]。

18) 『同上』

いずれにしても、軍政要員（軍政総監部関係をも含む）の充足は完全ではなかったことは確かである。¹⁹⁾

II 『南方軍軍政総監部執務規程』—昭和18年2月1日制定—

この『執務規程』は、「定ム」とあり、旧『執務規程』を廃棄一新したものと推察される。これ以後、改正される各種『執務規程』の母体となったものと言えよう。

軍政総監部の『執務規程』各種中、筆者が閲覧しえた中で、最も早く定められたものがこれである。全文を掲げよう。

執務規程 南方軍軍政総監部

南総政密第260号

軍政総監部執務規程ノ件達 部内一般

南方軍軍政総監部執務規程本冊ノ通り定ム

昭和18年2月1日 南方軍軍政総監 黒田重徳

軍政総監部執務規程

1 総則

第1条 南方軍軍政総監部ニ於ケル執務要領ニ関シテハ戦時高等司令部勤務令、南方各軍司令部勤務令及南方軍総司令部處務規程ニ依ルノ外本規程ニ依ル

2 分掌

第2条 軍政総監部ニ左ノ部ヲ置ク

総務部

經濟部

交通部

厚生部

調査部

敵産管理部

右各部ノ他軍政会計監督部ヲ置ク

第3条 総務部長ハ軍政総監ヲ補佐シ其ノ意図ヲ承ケ軍政総監部一切ノ業務ノ統轄整理ニ任

19) 軍政総監部の部長が、在地の軍政監部の部長をも兼ねて「担任」することもあった。欠員対策の一つであろう。

南総監令密第1号 軍政総監命令 4月20日 昭南

軍政総監部調査部長ハ本務ノ外馬來軍政監ノ区処ヲ承ケ馬來地区担任スベシ

南方軍軍政総監 黒田重徳

とあるのがそれである。昭和17年7月上旬より、軍政総監部はサイゴンより昭南に移り、マレー軍政監部の部長ポストを兼任することを可能にした。この「4月」は、昭和18年4月である。この時に、従来マレーとスマトラ地域の軍政を行っていた第25軍軍政監部がスマトラのブキチンギに昭南より移駐し、新しく馬來軍政監部がマレー地区に新設された。このこととも関係がある。

ス

第4条 総務部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

1. 軍政ニ関スル業務ノ大綱及統制ニ関スル事項
2. 軍政総監部一般業務ノ統轄
3. 軍政ニ関スル陸海軍協定ノ細部ニ関スル事項
4. 軍政実施ノ監督ニ関スル事項
5. 人事及功績ニ関スル事項
6. 公文書類及成案文書ノ審査接受及編纂保存ニ関スル事項
7. 官印ノ管守ニ関スル事項
8. 司法及警務ニ関スル事項
9. 物資生産及生産力拡充ノ基本ニ関スル事項
10. 総動員及物資動員ノ基本ニ関スル事項
11. 各軍軍政機関ノ編制職域ニ関スル事項
12. 軍政会計予算ノ基本ニ関スル事項
13. 機秘密保持ニ関スル事項
14. 軍政会計監督部ニ関スル事項
15. 賞罰ニ関スル事項
16. 休暇出張視察ニ関スル事項
17. 条令法規ニ関スル事項
18. 会計経理ニ関スル事項
19. 宣伝ニ関スル事項
20. 一般取締其他各部ニ屬セサル事項

第5条 經濟部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

1. 工業鉱業農林業畜産業水産業等産業ニ関スル事項
2. 南方民間企業経営ノ監督指導並補助ニ関スル事項（他部ノ所掌事項ヲ除ク）
3. 商業ニ関スル事項
4. 物資ノ生産配給ニ関スル事項
5. 資源回収ニ関スル事項
6. 産業奨励ニ関スル事項
7. 特許ニ関スル事項
8. 金融財政幣制為替及稅務ニ関スル事項
9. 貿易ニ関スル事項
10. 軍政会計予算決算ニ関スル事項

11. 銀行保険ニ関スル事項

12. 物価ニ関スル事項

第6条 交通部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

1. 陸運陸上交通及海運海上交通ニ関スル事項

2. 郵便電信電話ニ関スル事項

3. 航路船舶海員ニ関スル事項

4. 造船ニ関スル事項

5. 港湾施設ニ関スル事項

6. 自動車政策ニ関スル事項

7. 航空ニ関スル事項

8. 道路及土木ニ関スル事項

第7条 厚生部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

1. 進出邦人並ニ其ノ教育練成指導ニ関スル事項

2. 思想教育宗教民族ニ関スル事項

3. 衛生医療防疫ニ関スル事項

4. 国土計画都市計画ニ関スル事項

5. 拓殖移民ニ関スル事項

第8条 調査部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

1. 政治経済資源文化等ノ調査ニ関スル事項

2. 統計及資料ノ作成ニ関スル事項

3. 資料ノ蒐集整備編纂及保存ニ関スル事項

4. 機秘密以外ノ図書ノ保存刊行並出版検閲ニ関スル事項

5. 学術ニ関スル事項

6. 調査研究機関ニ関スル事項

第9条 敵産管理部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

1. 敵産ノ調査及管理ニ関スル事項

2. 敵産ノ評価利用及払下ニ関スル事項

第10条 軍政会計監督部ハ左ノ事項ヲ掌ル

1. 軍政会計經理ノ監督ニ関スル事項

2. 南方民間企業ノ会計及原価ノ監査ニ関スル事項

第11条 各部長ハ軍政總監ノ命ヲ承ケ部内ヲ統轄シ部務ヲ掌理ス

第12条 部員及附ハ上官ノ命ヲ承ケ担任ノ事務ヲ掌ル

第13条 准士官下士官及判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ服ス

太田：南方軍軍政総監部の組織と任務

第14条 必要ニ応シ各部ニ所要ノ有給若クハ無給ノ囑託ヲ置クコトヲ得

囑託ハ専門事項ニ関スル調査研究ニ従事ス

第15条 部長欠員ナル時又ハ事故アル時ハ特ニ示ス場合ノ他当該部ノ高級先任者部長ノ職ヲトルモノトス

第16条 常ニ大東亜戦争ノ本質ニ透徹シ新日本建設ノ理想ヲ明徴ニシ軍政ノ本義ヲ体现シ常ニ上司ノ意図ヲ体シ之ヲ基調トシテ各軍軍政ノ実情ヲ把握シ且各地域ノ特性ヲ詳知シ以テ軍政施策ノ適確敏速ヲ期スルモノトス

第17条 軍政ニ携ハル者ハ先ツ正シクシ至誠殉国ノ熱意ト勇往積極ナル実行力ヲ養ヒ叡智ヲ以テ事ニ当リ常ニ率先垂範ヲ以テ行動ノ基本トスルヲ要ス

特ニ軍紀ヲ確立シ風紀ヲ振作スヘシ

第18条 軍事施策ノ目的ヲ確認シ一般政治ヲシテ之ト乖離セシムルコトナク常ニ之ヲ培養推進スルコト肝要ナリ

第19条 企画指導ニ方リテハ目的ヲ明徴ニシ実行ノ為ノ諸元ヲ的確ニ把握シ広く且深く考察ヲ遂ケ特ニ実行ノ能否ニ心スルコト肝要ナリ

第20条 各軍軍政監部等ニ対スル軍政総監部ノ意図徹底特ニ命令指示ノ実行ニ注意スルト共ニ（実行監督）報告通報ニ留意スルコト肝要ナリ

上司ニ対スル実行報告（中間報告）及関係各部等左右ノ連繫ヲ励行シ業務ニ齟齬渋滞ナカラシムルヲ要ス

第21条 重要ナル策案ノ作定ニ方リテハ所要ノ部員及附ヲ集メ研究ヲ行フモノトス

第22条 特ニ機秘密保持防諜ニ留意スヘシ²⁰⁾

III 『執務規程』の改正・再改正

『南方軍軍政総監部執務規程』は、昭和18年4月1日に至って一部改正されている。厳密には、「改定」と言っている。

昭和18年2月1日制定の『南方軍軍政総監部執務規程』は、その後、筆者が調べた限りでは2回にわたる改正・再改正を経ているが、昭和18年4月1日のそれは、その中の1回である。

20) 黒田重徳 昭和18年2月1日『南方軍軍政総監部執務規程』南方軍軍政総監部 南総政密第260号 軍事極秘。『執務規程』の改正は、昭和18年4月1日、また、昭和18年8月1日にもなされた。(後述) 大筋では変化がない。それゆえ、推定するに、最初に定められた未見の『執務規程』も、条文の形式はさておいても、内容については昭和18年2月1日定『執務規程』と比べてもほぼ差異はなかったのではないか。総務部長は高橋坦(少将)、財務部長は山住克巳(大蔵省出身)、産業部長は伊藤佐(農林省出身)、交通部長は小松茂(通信省出身)、調査部長は内藤寛一(内務省出身)、調査部長は赤松要(東京商大)、敵産管理部長は永井茂三郎(主計少将)、軍政会計監督部長は東谷伝治郎(会計検査院出身)であった。総務部長を除き、この顔ぶれで長期的に運営されたのである。(岩武照彦氏の御示教による。)

(改正・再改正後の『執務規程』は、変更項目を指摘するのみにとどめよう。)

南方軍軍政総監部執務規程

南方軍軍政総監部

南総政密第314号

軍政総監部執務規程ノ件達 部内一般

南方軍軍政総監部執務規程本冊ノ通改ム

昭和18年4月1日

南方軍軍政総監 黒田重徳²¹⁾

とあるのがそれである。この新しい『執務規程』において、部の編成に異動が見られる。

第2条 軍政総監部ニ左ノ部ヲ置ク

総務部

財務部

産業部

交通部

調査部

敵産管理部

右各部ノ外軍政会計監督部ヲ置ク²²⁾

とあり、従来の厚生部が廃止されている。また、従来の経済部が財務部と産業部へ二分された。

次長宛の『電報』が文書として残っている。

次長宛 南方軍軍政総監 昭和18, 4, 3 南政電第759号

4月1日附軍政総監部執務規定改定セラレ各部編成中一部変更セラル

主ナル点左ノ如シ

1. 厚生部ヲ廃止シ其ノ業務ハ総務部ニ於テ掌ル
2. 経済部ヲ財務部及産業部ノ二部ニ分轄ス
3. 右ニ伴ヒ山住経済部長ハ財政部長ヲ、内藤更生部長ハ産業部長ヲ命ゼラル
4. 新規定ハ本三日発送ス (終)²³⁾

とある史料によって、「改定」点がわかるのである。

厚生部を廃止したことに伴い、総務部の所掌を記した第4条には、旧厚生部の所掌の条項が吸収され、追記されている。

21) 黒田重徳 昭和18年4月1日『南方軍軍政総監部執務規程』南方軍軍政総監部 南総政密第314号 極秘。

22) 『同上』第2条。

23) 南方軍軍政総監 昭和18, 4, 3『電報』次長宛(発着受点時間省略)南政電第759号 秘。なお、「内藤更生部長」とあるのは「内藤厚生部長」の誤記であろう。

太田：南方軍軍政総監部の組織と任務

経済部を財務部と産業部とに二分したことは、南方作戦の一段落とともに、経済的安定を図る意図と、各種産業の開発振興を策した処置であったと言えよう。任務については、廃止されたところの経済部の役割を、それぞれ財務部と産業部に割り振ったにすぎない。ただし、「9. 貿易ニ関スル事項」が消え、新しく「労務ニ関スル事項」が産業部の所掌に入った。

第5条 財務部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

1. 金融財政弊制為替及税務ニ関スル事項
2. 軍政会計予算決算ニ関スル事項
3. 銀行保険ニ関スル事項
4. 物価ニ関スル事項

第6条 産業部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

1. 工業鉱業農林業畜産業水産業等産業ニ関スル事項
2. 南方民間企業経営ノ監督指導並ニ補助ニ関スル事項（他部ノ所掌事項ヲ除ク）
3. 商業ニ関スル事項
4. 物資ノ生産配給ニ関スル事項
5. 資源回収ニ関スル事項
6. 産業奨励ニ関スル事項
7. 労務ニ関スル事項
8. 特許ニ関スル事項²⁴⁾

とあるのがそれである。

『執務規程』の再改正が、昭和18年8月1日に行なわれている。特記すべきは、交通部の廃止であり、それに伴って交通部で扱っていた業務は、総務部の所掌とされたのである。

今度の再改正については、次のような文書があり、再改正の主要点をあげている。

南総政密第800号

南方軍軍政総監部執務規程中改正ノ件報告

昭和18年8月1日 南方軍軍政総監 陸軍次官殿

昭和18年4月1日附南総政密第314号南方軍軍政総監部執務規程中左ノ通改正セシニ付報告ス

1. 第2条中交通部ヲ削除ス
2. 第4条ニ23乃至25トシテ左ノ通追加ス
 23. 陸運、陸上交通及海上交通ニ関スル事項
 24. 郵便、電信、電話ニ関スル事項

24) 黒田重徳 昭和18年4月1日『南方軍軍政総監部執務規程』南方軍軍政総監部 南総政密第314号の第5条、第6条。

25. 港湾, 航路, 船舶ニ関スル事項

3. 第7条削除ス

とあるのがそれである。²⁵⁾

再改正に伴う変更条文を掲げてみよう。まず、第2条は次のように再改正されている。

第2条 軍政総監部ニ左ノ部ヲ置ク

総務部

財務部

産業部

調査部

敵産管理部

右ノ各部ノ外軍政会計監督部ヲ置ク²⁶⁾

とあるのがそれである。

交通部が廃止されたのに伴い、第4条の総務部の所掌は、交通部が従来扱っていた業務をも吸収し、拡大したのである。「第7条削除ス」とあるのは、交通部の所掌を記した条項8項目の削除である。したがって、第7条の改正条文は、

第7条 削除²⁷⁾

とあるのみである。

次に、『執務規程』から離れて、『軍政令』という法令を通して、軍政総監部を考えることにしよう。

IV 『軍政令』にみる軍政総監部の位置

昭和17年8月15日に『軍政令』が公布されている。そもそも『軍政令』は、それまで各種軍政関係の命令等の法令が南方軍や隷下各軍によって出されていたものを、秩序づけ整理しようとしたものである。軍政の統一的運用を図る目的で出されたものとも言えよう。そして、発令者によって『軍政令』を分けて「南政令、総監令、政令、監令及令」(第3条)としたのである。

ここにおいては、南方軍総司令官→南方軍軍政総監→各軍司令官→各軍軍政監→各州知事という陸軍南方軍政の縦の命令系統の存在を見るのである。この系統は、とりもなおさず現地軍における軍政命令系統にはかならない。²⁸⁾

25) 南方軍軍政総監 昭和18年8月1日『南方軍軍政総監部執務規程中改正ノ件報告』陸軍次官殿 極秘。

26) 南方軍軍政総監 昭和18年8月1日『南方軍軍政総監部執務規程』第2条。

27) 『同上』第7条。

28) この軍政命令系統に上接連続するものが陸軍大臣とその補佐部局たる南方政務部であった。また、参謀本部も作戦と表裏一体という軍政の性格から、軍政面に発言権を有した。

なお、『軍政令』の公布は、昭和17年7月25日の『南方軍勤務令』の改正による軍政總監部や各軍の軍政監部の新設と対応して出されたものである。また、『軍政令』の公布は、法的な面で整備されたことを意味する。

『軍政令』を通して、軍政總監部の位置および前記縦の命令系統のパターンを探ってみよう。

軍政令 南方軍總司令部

南政令第3号

軍政令公布ノ件達 隷下一般

首題ノ件本冊ノ通り定ム

昭和17年8月15日

南方軍總司令官伯爵 寺内寿一

軍政令

第1条 本令ニ於テ軍政令トハ占領地軍政実施ノ為必要ナル法規命令ニシテ總司令官又ハ軍司令官ノ発シ又ハ発セシムルモノヲ謂フ

第2条 總司令官ハ占領地ト他ノ地域又ハ各軍政施行区域相互ニ渉ル事項及其他必要ト認ムル事項ニ関シ軍政令ヲ発シ又ハ発セシム

軍司令官ハ其管轄スル軍政施行区域ニ於テ前項ニ定ムル以外ノ事項ニ関シ軍政令ヲ発シ又ハ発セシム

第3条 軍政令ハ之ヲ南政令、總監令、政令、監令及令ニ分ツ

南政令トハ總司令官軍政ノ其本方針ニ根據シ之カ実行上ノ所管事項ニ関シ発スル命令ヲ謂フ

總監令トハ總司令官ノ命ニ依リ軍政總監其所管事項ニ関シ発スル命令ヲ謂フ

政令トハ軍司令官軍政ノ基本方針ニ根據シ之カ実行上ノ所管事項ニ関シ発スル命令ヲ謂フ

監令トハ軍司令官ノ命ニ依リ軍政監其所管事項ニ関シ発スル命令ヲ謂フ

令トハ軍司令官ノ命ニ依リ州知事其他之ニ準スル者其所管事項ニ関シ発スル命令ヲ謂フ

第4条～第6条（省略）

第7条 本令施行前總司令官又ハ軍司令官ニ於テ軍政実施ノ為発シ又ハ発セシメタル命令ハ本令ノ規定ニ拘ラス其効力ヲ有ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス²⁹⁾

とある。

29) 寺内寿一 昭和17年8月15日『軍政令』南方軍總司令部，南政令第3号 極秘。

なお、第2条の2項「軍司令官ハ其管轄スル軍政施行区域ニ於テ前項ニ定ムル以外ノ事項ニ関シ軍政令ヲ発シ又ハ発セシム」の後に、次のような一項が、増補として付加された。(第2条第3項)「馬來ニアリテハ軍政總監ハ前項ニ準シ軍政令ヲ発シ又ハ発セシム」という項目がそれである。(昭和18年4月20日)³⁰⁾しかし、昭和19年1月30日に、南政令第1号『軍政令中改正ノ件』により、「第2条第3項ヲ削ル」とされ、旧に復した。³¹⁾

南方軍総司令部の隷下にあたる各軍司令部においては、南方軍総司令部の『軍政令』に対応し、各軍の『軍政令』を公布したのである。³²⁾

V 『軍政令』の改廃 — 現地軍政機構の改変 —

昭和17年8月15日付公布の『軍政令』は、昭和19年4月15日に定められたところの『軍政令ニ関スル件』により代替され、廃止された。『軍政令ニ関スル件』は、昭和19年4月15日以後の新しい『軍政令』を規定したものである。(昭和17年8月15日付公布の『軍政令』—昭和17年南政令第3号—とは同名ではあるが、内容は大きく変化している。)

従来の『軍政令』が「南政令、總監令、政令、監令及令ニ分ツ」とあるのに対し、この『軍政令ニ関スル件』には、「威政令、政令、監令及令ニ分ツ」とある。注目すべきは、「總監令」が消えていることである。南方軍軍政總監部の立場に変更があったことにほかならない。

後掲史料に書き込みがあり、『軍政令ニ関スル件』が、「南方統帥組織ノ改変ニ伴フ改変ナリ」としている。具体的には、昭和19年3月27日『大陸命第977号』の戦闘序列の下令即ち南方統帥組織の一元化を指すものであったし、現地軍政機構の改変でもあった。

南方一元化に関しては、南方軍は新しく第2方面軍(濠北)、新設の第7方面軍(マレー)、第14軍(比島)、第14航空軍(比島方面)を戦闘序列に入れたのである。これをうけて軍政機構の改変が行なわれたのである。昭和19年4月12日付の『南方軍命令』には、第7方面軍司令官の任務として、「軍政ヲ統理シ其ノ迅速滲透ヲ図リ特ニ現地自活ノ強化徹底ヲ期ス」³³⁾としたのである。従来の軍政總監部の任務を事実上第7方面軍が、継承することとなったのである。「第7方面軍の新設と之に伴う軍政機構の改変」³⁴⁾であった。(南方軍総司令部は、昭和19年5月上旬から、昭南よりマニラに移転。)

第7方面軍司令部は、19年3月17日軍令陸甲第37号をもって編成下令され、その完結は4

30) 昭和18年4月20日『同上』の増補。馬來においては、軍政總監が地元馬來軍政監の役割をも兼務したことにはほかならない。注19)を参照のこと。

31) 寺内寿一 昭和19年1月30日『軍政令中改正ノ件』南方軍総司令部、南政令第1号。

32) 一例をあげよう。第14軍(渡集団)は、『比島軍政令』(昭和18年1月1日、政令第1号)を出している。

33) 南方軍総司令部 昭和19年4月12日『南方軍命令』『南西方面陸軍作戦—マレー・蘭印の防衛—』p. 190。

34) 第1復員局 1946. 『南方作戦に伴ふ占領地行政の概要』東京：第1復員局、第2章第3の6。

太田：南方軍軍政総監部の組織と任務

月15日であった。また附属機関として第7方面軍軍政監部（昭和20年1月22日、陸垂機第42号により第7方面軍軍政総監部に改称）が編成された。（中略）軍政関係では南方軍軍政総監部の陣容そのままが第7方面軍軍政監部となり、南方軍司令部の軍政機関としては、参謀部第3課に軍政班としてごく少数の人員が勤務するだけとなった。したがって南方軍は、後方及び軍政に関しては大綱を握り、その実施面は第7方面軍が担当する形となった。³⁵⁾と、『南西方面陸軍作戦』にある。

この時期の軍政に対する方針は、『第7方面軍作戦計画』（昭和19年5月19日開示）には、「軍政ハ作戦協力ヲ第一義トシ原住民ヲシテ最低限ノ生活ヲ確保セシメ民心ヲ把握シ以テ之カ推進ヲ図ル」³⁶⁾とあるなど、作戦の急迫化と軍政との関係を述べている。

以上のごとき情勢との関連において、『軍政令ニ関スル件』が出されたのである。

軍政令ニ関スル件左ノ通定ム

昭和19年4月15日

南方軍総司令官伯爵 寺内寿一

軍政令ニ関スル件

第1条 本令ニ於テ軍政令トハ占領地軍政実施ノ為必要ナル法規命令ニシテ総司令官又ハ軍司令官ノ発シ又ハ発セシムルモノヲ謂フ

第2条 総司令官ハ軍政施行地域ト他ノ地域ニ渉ル事項及其ノ他必要ト認ムル事項ニ関シ軍政令ヲ発ス

方面軍司令官ハ各軍政施行地域相互ニ渉ル事項及其ノ他必要ト認ムル事項ニ関シ軍政令ヲ発シ又ハ発セシム

各軍司令官ハ其ノ管轄スル軍政施行地域ニ於テ前二項ニ定ムル以外ノ事項ニ関シ軍政令ヲ発シ又ハ発セシム

第3条 軍政令ハ之ヲ威政令、政令、監令及令ニ分ツ

威政令トハ総司令官軍政ノ基本方針ニ根拠シ之カ実行上ノ所管事項ニ関シ発スル命令ヲ謂フ

政令トハ軍司令官軍政ノ基本方針ニ根拠シ之カ実行上ノ所管事項ニ関シ発スル命令ヲ謂フ
監令トハ軍司令官ノ命ニ依リ軍政監其ノ所管事項ニ関シ発スル命令ヲ謂フ

令トハ各軍司令官ノ命ニ依リ州長官其ノ他之ニ準スル者其ノ所管事項ニ関シ発スル命令ヲ謂フ

35) 防衛庁防衛研修所戦史室 1976. 『南西方面陸軍作戦—マレー・蘭印の防衛—』戦史叢書92, 東京: 朝雲新聞社, p. 201.

36) 第7方面軍 昭和19年5月19日開示「第7方面軍作戦計画」『南西方面陸軍作戦—マレー・蘭印の防衛—』 p. 218.

第4条～第7条（省略）

附則

昭和17年南政令第3号軍政令ハ之ヲ廃止ス³⁷⁾

とあるのがそれである。

結

以上、残存する史料によって軍政総監部の組織と任務を論じてきた。陸軍南方軍政の一端を明確化するのに役立てば光栄である。

軍政総監部が、現地の軍政機関の中核として存在したが、隸下の各軍軍政監部のように、直接各地で軍政を宣布し、施策を行なったわけではなかった。したがって、その立場の枢要さにもかかわらず、今まであまり問題にされなかった。組織と任務に限らず、今後、軍政総監部の果たした多面的役割について研究する必要がある。

なお、本稿を作成するに当り、森松俊夫・多比良長好・岩武照彦の3氏から御示教を得た。ここに厚く感謝する。

37) 寺内寿一 昭和19年4月15日『軍政令ニ関スル件』南方軍総司令部，威政令第1号 極秘。